

中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議 設置要綱（変更案）

平成 30 年 4 月 26 日  
関係府省庁申し合わせ  
平成 31 年 1 月 25 日  
一 部 変 更

1. 趣旨

平成 30 年 3 月 30 日に閣議決定された「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更に基づき、中心市街地活性化に関する認定基本計画の実施状況についての評価の実施等に関し、PDCA サイクルの強化を図るため、定期的に情報共有等を図るための関係府省庁連絡会議を開催する。

2. 構成

会議は、別紙の職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

3. 議事

- (1) 会議に議長を置き、内閣府地方創生推進室次長をもって充てる。
- (2) 会議には、必要に応じ、関係府省庁の関係者を構成員として追加し、又はオブザーバーとして参加を要請することができる。
- (3) 会議では、必要に応じ、地方公共団体、外部有識者等の意見を求めることができる。

4. 事務処理

会議に関する事務は、内閣府地方創生推進事務局において処理する。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、構成員の合議により定める。

(別紙)

内閣府 地方創生推進室 次長

内閣府 地方創生推進事務局 参事官

総務省 地域力創造グループ地域振興室 室長

文部科学省 総合教育政策局地域学習推進課 課長

厚生労働省 政策統括官（総合政策担当）付社会保障担当参事官室 室長

農林水産省 食料産業局食品流通課 課長

経済産業省 地域経済産業グループ中心市街地活性化室 室長

経済産業省 中小企業庁経営支援部商業課 課長

国土交通省 都市局まちづくり推進課 課長